

水道における PFOS 及び PFOA の暫定目標値を早期に国の責任において一層安全な値へと改めることなどを求める意見書

2024年11月29日に国は環境省と国土交通省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」の結果についてを公表した。

これは2020年に国が PFOS 及び PFOA を水質管理目標設定項目に位置付けて以降の水道事業者による調査結果を取りまとめたものである。

これによると、2020年度には国の暫定目標値(50ng/L)を超過した事業数は東京水道局を含む全国11の事業であったが、2023年度には3事業、2024年度9月30日時点では0事業となった。

これは東京都水道局が水道水源として利用してきた浄水場における地下水の汲み上げを中止したことなど、全国の水道事業者が水源の変更などに取り組んできたことによることが大きい。

一方で国際的には2004年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)が発効され、各国において対策が進められたことにより、特に近年は PFOS・PFOA・PFHxS などを含む有機フッ素化合物・PFAS の健康への影響調査が進められ、飲料水等のガイドライン値などの見直しが進んでいる。

環境省の PFAS に関する総合戦略検討専門家会議によるとアメリカ環境保護庁(USEPA)では飲料水規制として70ng/L から4ng/L へ、ドイツでは20ng/L の適用などが検討されているとある。

今後も安全で安心して飲用できる水道水であるためには我が国の暫定目標値の検討は、自明の理である。

よって、町田市議会は国の責任において、下記のことを強く求める。

記

1 水道水における PFOS 及び PFOA に対する暫定目標値を早期に一層安全な値へと改めること。

1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)に基づき総合的な対策を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。